

公開議事用

令和元年度（2019年度） 第1回
熊本県私立学校審議会
会議資料

日時：令和元年（2019年）8月29日（木）
午後3時～
場所：熊本県庁本館5階 審議会室

資 料 目 次

【諮問事項】

① 王栄幼稚園の収容定員変更認可について	1
② 勇志国際高等学校の学則変更認可について	5
③ 熊本社会福祉専門学校の廃止認可について	10
④ 学校法人中九州第三学園の解散認可について	11
⑤ 熊本情報経理専門学校の廃止認可について	12
⑥ 九州技術教育専門学校の目的変更（服飾・家政分野の廃止） について	13

王栄幼稚園の収容定員増に係る園則変更認可について
 (学校教育法第4条第1項の規定に基づく認可)

名 称	王栄幼稚園	園長名	森 眞樹子
位 置	熊本市中央区九品寺2丁目2番44号		
設置者	学校法人熊本王栄学園	理事長名	富山 信

1 変更内容等

時 期	令和2年(2020年)4月1日
内 容	(旧) 定員 170人 8学級 (新) 定員 200人 8学級 定員 30人増員
理 由	入園希望者が多く、定員超過の状態が続いているため。

2 施設概要

【変更無し】

園 地	総面積 1,826.96 m ²	→	内訳：園舎敷地 662.66 m ²	
	設置基準面積(運動場) 800 m ²		運動場 1,110.23 m ²	その他 54.07 m ²
園 舎	総面積 980.83 m ²	→	内訳：保育室 516.10 m ²	
	設置基準面積 920 m ²		遊戯室 128.87 m ²	職員室 45.29 m ²
			便所 68.21 m ²	その他 222.36 m ²

3 教職員編成

【変更後(予定)】				【変更前】			
園 長	:	1人		園 長	:	1人	
教 頭	:	1人		教 諭	:	11人	
教 諭	:	12人		職員その他	:	2人	
職員その他	:	2人		合 計	:	14人	
合 計	:	16人					

本務者のみ計上。 各学級に教諭を1人置かなければならない。(幼稚園設置基準第5条)

4 学級編成

【変更後(定員変更認可後)】				【変更前(令和元年5月1日現在)】				
	学級	定員		学級	定員	実員		
満3歳児	2	-		満3歳児	2	-	4	人
3歳児	2	-		3歳児	2	-	60	人
4歳児	2	-		4歳児	2	-	57	人
5歳児	2	-		5歳児	2	-	59	人
計	8	200人		計	8	170人	180	人

1学級の園児数は35人以下。(幼稚園設置基準第3条)

5 園児数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
定員(人)	170	170	170	170	170	170
実員(人) 1月始業日現在	197	198	191	195	187	
実員(人) 3月31日現在	200	203	198	201	194	

6 対象児数の状況

【熊本市中央B圏域の状況】

単位:人

域内の年齢別就園児数 (王栄幼稚園含む) 平成30年(2018年)4月1日現在 (私学助成園のみ5月1日現在)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	128	310	378	810	846	816	3,288
域内の支給認定区分別 就園児数 (王栄幼稚園含む) 平成30年(2018年)4月1日現在 (私学助成園のみ5月1日現在)	1号	2号	3号	合計			
	1,448	1,028	812	3,288			
域内の年齢別人口 平成30年(2018年)4月1日現在	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	846	827	815	886	868	893	5,135

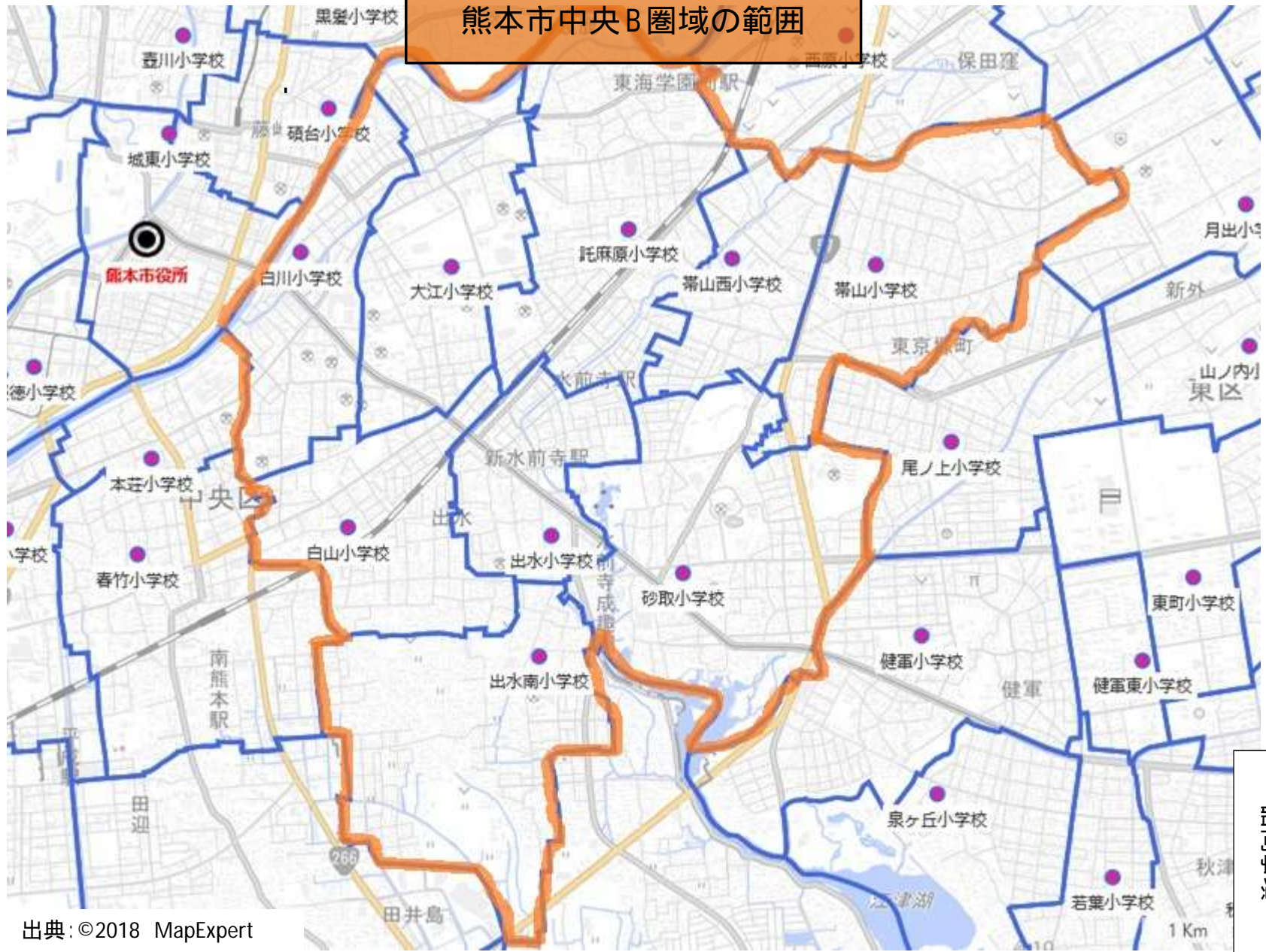
7 隣接幼稚園の状況(令和元年(2019年)5月1日現在)

幼稚園名	白山幼稚園 (施設型給付園)	熊本学園大学付属敬愛幼稚園 (私学助成園)	九州学院みどり幼稚園 (幼保連携型認定こども園)
定員(人) 1号認定	200	140	40
実員(人)	148	137	38
バス有無	有	無	有

近隣園の位置図



熊本市中央B圏域の範囲



出典: ©2018 MapExpert

諮問事項

近隣園の位置図



勇志国際高等学校（広域の通信制課程）の学則変更認可について

（学校教育法第4条第1項及び同法施行令第23条第1項第10号に基づく認可）

学 校 名	勇志国際高等学校	校 長 名	野田 将晴
所 在 地	天草市御所浦町牧島 1065番地3	設置認可日	平成22年3月19日
設置者名	学校法人青叡舎学院	理 事 長 名	熊本 研一
教育区域	47都道府県	課 程 修 業 年 限 収 容 定 員	通信制課程（普通科） 3年以上 2,000人
変更時期	令和元年（2019年）9月上旬を予定		
変更理由	<p>1 面接指導等実施施設の追加 高等学校通信教育規程第2条第1項に規定する面接指導又は試験を行う場合の当該施設（以下「面接指導等実施施設」という。）に関する事項を追加する。 ※ 平成30年4月1日に施行された学校教育法施行規則の一部を改正する省令により、通信制の課程を置く高等学校の学則中に、面接指導等実施施設に関する事項を記載しなければならないこととされた。試験実施施設の設置に伴い、学則変更認可申請が行われた。</p> <p>2 授業料の変更 授業の質やサービス向上を図るため、令和2年度（2020年度）から、1単位の授業料（単位料）を12,000円に改定（現在10,000円）する。</p>		
変更内容	変更前	変更後	
	別紙「学則比較対照表」のとおり	別紙「学則比較対照表」のとおり	

学則比較対照表

変更前		変更後	
第9条 (略)	第9条 (略)	3 面接指導等実施設を以下のとおり設置する。 千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階	3 面接指導等実施設を以下のとおり設置する。 千葉学習センター 千葉県松戸市新松戸4-48 大川ビル 福岡学習センター 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目20番15号 第7岡部ビル7階
熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階	熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階	熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階	熊本学習センター 熊本県熊本市中央区九品寺二丁目1番24号熊本九品寺ビル1階、7階
兵庫明石高等学院	兵庫明石高等学院	兵庫明石高等学院	兵庫明石高等学院
(略)	(略)	(開設期間は年間10日程度とし、全生徒・保護者に配布する学習の案内により周知する。)	(開設期間は年間10日程度とし、全生徒・保護者に配布する学習の案内により周知する。)
附 則	附 則	この学則は令和 年 月 日から施行する。ただし、改正後の別表1は、令和2年4月1日から施行する。	この学則は令和 年 月 日から施行する。ただし、改正後の別表1は、令和2年4月1日から施行する。
別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)	別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)	別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)	別表1 本校入学金授業料及び諸経費 (単位 円)
選考料	金額	金額	金額
10,000	10,000	10,000	10,000
入学金	30,000	30,000	30,000
施設設備費 (年)	30,000	30,000	30,000
授業料 (年)	1単位 10,000	1単位 10,000	1単位 12,000
年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。	年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。	年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。	年度始めに全納、事情により分納可、基本的に1年次23単位、2年次25単位、3年次26単位個人により異なる。必要修得単位数は74単位以上である。
教育充実費 (年)	50,000	50,000	50,000
平成31年度生1年生から徴収	平成31年度生1年生から徴収	平成31年度生1年生から徴収	平成31年度生1年生から徴収

視聴覚授業料 (年)	30,000	視聴覚授業料 (年)	30,000
卒業準備金	2,000	卒業準備金	2,000
日本スポーツ振興センター (年)	250	日本スポーツ振興センター (年)	250
		卒業年度のみ徴収	卒業年度のみ徴収

勇志国際高校兵庫明石高等学院の概要

所在地	明石市魚住町西岡370-12
施設面積・教室数	専用面積315.77㎡・5教室
定員	101人（第1教室36人、第2教室12人、第3教室8人、第4教室20人、第5教室25人）
施設所有形態	所有者一般社団法人兵庫明石学舎と学校法人青叡舎学院が教育協力についての覚書を交わしている。 なお、本覚書は、更新拒絶の意思表示がない場合、自動更新される旨規定されている。

広域通信制高等学校の面接指導等実施施設に係る学則認可に関する審査基準適合状況

内容		兵庫明石高等学院	適否
1 面接指導等実施施設の管理	(1) 生徒の修学上特に必要と認められる場合で、教育上及び安全上支障がないこと	生徒の経済的・精神的負担軽減のため必要と認められる。 安全面については、消防用設備等点検結果報告書を明石市消防長へ提出済である。	適
	(2) 原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること	教育区域（47都道府県）内に所在している。	適
	(3) 高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと	最寄駅から徒歩10分程度の住宅街に位置し、近隣には風俗店等はなく、教育を行う上で不適切な環境とは認められない。	適
	(4) 実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること	面接指導等実施施設としての利用を目的とする覚書を交わしている。	適
	(5) 法令等に基づき、面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導又は試験の実施が当該目的の実現のために支障がないこと	面接指導又は試験を実施すること以外を主たる目的とする施設ではない。	適

	内容	兵庫明石高等学院	適否
2 施設及び設備	(1) 面接指導等実施施設において実施する面接指導等の教科・科目の実施に当たり必要な施設及び設備を有していること	定期試験を当該施設で行うこととしており、必要な施設及び設備を有している。	適
	(2) 面接指導等実施施設において同時に面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること	定員（収容上限人員）101 人に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有している。	適
	(3) 施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること	施設については、面接指導等実施施設としての利用を目的とする覚書を交わしている。 机・いす等、試験実施に必要な設備は、当該施設所有の物品を使用。	適
3 指導体制	面接指導等を実施するに当たって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること	実施教科・科目に応じた7人の兼務教諭が試験を行うこととしており、必要な教員の配置がなされている。	適
4 その他	面接指導等実施施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと	名称は「兵庫明石高等学院」であり、不適切な名称ではない。	適

熊本社会福祉専門学校の廃止認可について
 (学校教育法第130条第1項に基づく学校の廃止認可)

学 校 名	熊本社会福祉専門学校	校 長 名	吉田 精華	
所 在 地	熊本市中央区国府2-6-16	設置認可日	平成元年3月30日	
設置者名	学校法人中九州第三学園	理事長名	吉田 精華	
廃止時期	令和元年(2019年)9月上旬を予定			
廃止理由	在籍者数が減少を続けており、将来にわたり改善の見通しが立たないことから、学校の運営継続が困難となったため。			
生徒の 処置方法	平成31年3月をもって全員卒業しており、在籍者はいない。			
指導要録 等の保存	学校法人中九州第二学園に引き継ぐ。			
教職員の 処置方法	5人中、3人は平成31年3月31日に退職後、4月1日付けで病院等に再就職している。兼任教員1人及び事務職員1人は学校廃止に伴い退職予定。			
施設の 処置方法	校舎及び校地は、学校法人中九州第二学園に引き継ぎ後、中九州第二学園が運営する認定こども園等で活用予定。			
教 職 員 組 織	廃止前		廃止後	
	校 長	1人	校 長	人
	教 員 専 任	人	教 員 専 任	人
	兼 任	1人	兼 任	人
	職 員	1人	職 員	人

【参考】生徒定員と実員の推移(各年度5月1日現在)

(人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員	200	200	200	200	200	200
実員	84	77	73	39	13	0

学校法人中九州第三学園の解散認可について

(私立学校法第50条第2項に基づく学校法人の解散認可)

名 称	学校法人中九州第三学園	理事長名	吉田 精華
事務所所在地	熊本市中央区国府2-6-16	寄附行為認可日	平成13年1月23日
解散時期	令和元年(2019年)9月上旬を予定		
解散理由	運営する熊本社会福祉専門学校の廃止に伴う理事会及び評議員会の解散決議による。		
法人の設置する学校	熊本社会福祉専門学校		
役員	理事6人 監事2人		
残余財産の処分	<p>残余財産については、学校法人中九州第二学園に帰属させる。</p> <p>※学校法人中九州第三学園寄附行為第40条 (残余財産の帰属等) 「この法人が解散した場合(合併又は破産により解散した場合を除く。)における残余財産は、解散の時ににおける理事会において理事総数の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益財団法人に帰属する。」</p>		
<p>《参考》 資産等 (H31.3.31 現在)</p>	(1) 資産	635,480,335 円	
	(2) 負債	44,801,504 円	
	(3) 残余財産	590,678,831 円	

熊本情報経理専門学校の廃止認可について
 (学校教育法第130条第1項に基づく学校の廃止認可)

学 校 名	熊本情報経理専門学校	校 長 名	中 島 英 男	
所 在 地	熊本市中央区本荘3丁目1番6号	設置認可日	昭和52年3月23日	
設置者名	学校法人中島学園	理事長名	中 島 英 男	
廃止時期	知事の認可日			
廃止理由	在籍者数が減少を続けており、将来にわたり改善の見通しが立たないことから、学校の運営継続が困難となったため。			
生徒の 処置方法	平成31年3月をもって全員卒業しており、在籍者はいない。平成31年4月1日から休校中。			
指導要録 等の保存	同一法人が運営する熊本歯科技術専門学校に移管する。			
教職員の 処置方法	専任教員2人、専任職員2人は、平成31年度4月1日付けで熊本歯科技術専門学校へ事務職員として配置転換済み。			
施設 の 処置方法	校舎及び校地は、同一法人が運営する熊本歯科技術専門学校に引き継ぎ後、教室等で活用予定。			
教 職 員 組 織	廃止前		廃止後	
	校 長	1人	校 長	人
	教 員 専 任	2人	教 員 専 任	人
	兼 任	人	兼 任	人
	職 員	2人	職 員	人

【参考】生徒定員と実員の推移（各年度5月1日現在）

(人)

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定員	80	80	80	80	80	80
実員	28	28	25	14	3	0

九州技術教育専門学校の目的変更（分野の廃止）認可について
 （学校教育法第130条第1項に基づく認可）

学 校 名	九州技術教育専門学校	校 長 名	赤山 聖子	
所 在 地	人吉市駒井田町216-12	設置認可日	昭和51年7月24日	
設置者名	学校法人赤山学園	理事長名	赤山 武興	
廃止時期	知事の認可日			
廃止理由	入学生の減少等から、平成19年度以降の入学生の募集を停止していた生活総合科について、将来にわたり再開の予定がないため。			
学 則 変 更 内 容	変更前			
	第5条 本校および分校の課程及び学科、修業年限並びに定員は、次のとおりとする。			
	課程別	学 科	修業年限	入学定員 総定員
	工業専門課程	情報システム工学科	2年	15名 30名
医療情報学科		2年	5名 10名	
家政専門課程	生活総合科	2年	10名 20名	
工業高等課程	情報システム科	3年	30名 90名	
	変更後			
	第5条 本校および分校の課程及び学科、修業年限並びに定員は、次のとおりとする。			
課程別	学 科	修業年限	入学定員 総定員	
工業専門課程	情報システム工学科	2年	15名 30名	
	医療情報学科	2年	5名 10名	
工業高等課程	情報システム科	3年	30名 90名	
生徒の 処置方法	募集を停止していたため全員が卒業しており、在籍生徒はいない。			
指導要録 等の保存	学校が存続するため、指導要録等は引き続き学校で管理する。			
教職員の 処置方法	募集停止及び在籍生徒の卒業後、順次退職している。			
教 職 員 組 織	廃止前		廃止後	
	校 長	1人	校 長	1人
	教 員 専 任	8人	教 員 専 任	8人
	兼 任	12人	兼 任	12人
職 員	4人	職 員	4人	